

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人旭硝子財団(以下「本財団」という。)の定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とし、財団の職務に専念し、基本的に財団の職員と勤務時間を同じくする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条の規定に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 常勤理事には、常勤理事俸給表(別表)に基づく定例理事報酬と昼食代(3,500円/月)を支給する。
- 2 旭硝子株式会社(在籍)以外の非常勤役員が理事会若しくは評議員会に出席した場合、又は旭硝子株式会社(在籍)以外の評議員が評議員会に出席した場合には、1回の出席に対して40,000円(手取り)の謝金を支給する。
 - 3 監事のうち、日々の取引の会計処理及び月次の財務諸表に係る会計監査実務の業務を行う監事に対しては、1人につき年間120万円の報酬を支払う。
 - 4 旭硝子株式会社(在籍)の非常勤役員及び評議員並びに第3項に該当する監事に対しては、第2項に記載の謝金を支給しない。

(常勤理事報酬の額の決定)

第4条 本財団の常勤理事報酬年額は常勤理事俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を経て決めるものとする。

(費用)

第5条 本財団は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 常勤理事には、通勤に要する費用として通勤手当を支給する。その額は、実費額とする。
- 3 旭硝子株式会社在籍以外の非常勤役員が理事会若しくは評議員会又は財団が出席を求めた行事に出席した場合、又は旭硝子株式会社在籍以外の評議員が評議員会若しくは財団が出席を求めた行事に出席した場合には、交通費の実費相当額を支払う。
- 4 前項において宿泊を要した場合には、別に定める宿泊費を支払う。
- 5 旭硝子株式会社在籍の非常勤役員及び評議員並びに第3条第3項に該当する監事に対しては、本条第3項及び第4項に記載の費用を支給しない。

(非常勤役員及び評議員の退職慰労金)

第6条 旭硝子株式会社在籍以外の非常勤役員及び評議員の退任し際には、下記の基準で退職慰労金を支払う

記

在任期間	金額	
5年未満	10万円	
5年以上	20万円	(ただし、特に顕著な功績のある者に対しては、評議員会の決議を経て30万円とすることができる。)

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則: この規程は、2009年12月 1日から実施する。

附則: この規程は、2012年12月 1日から実施する。

附則: この規程は、2015年 4月22日から実施する。

附則: この規程は、2016年11月28日から実施する。

(別表) 常勤理事俸給表

号	年額(円)
1	10,000,000
2	11,000,000
3	12,000,000
4	13,000,000
5	14,000,000
6	15,000,000
7	16,000,000

役員及び評議員の宿泊費内規

(目的)

第1条 この内規は役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の第5条第4項に掲げる役員及び評議員の宿泊費について定める。

第2条 旭硝子株式会社在籍以外の非常勤役員が理事会若しくは評議員会又は財団が出席を求めた行事に出席したとき、又は旭硝子株式会社在籍以外の評議員が評議員会若しくは財団が出席を求めた行事に出席したときに、宿泊を要した場合には、一泊につき2万円を上限として、宿泊に伴い発生する費用の実費相当額を支払う。

附則： この内規は、2010年 4月16日から実施する。

附則： この内規は、2016年11月28日から実施する。

評議員および役員の退任慰労金に関する内規

(評議員および非常勤役員の退任慰労金)

第1条 非常勤役員のうち理事長の退任慰労金は、在任年数に拘わらず30万円とする。

2 死亡による退任の場合は、退任慰労金を「弔慰金」として支払う。

(旭硝子関係者の退任慰労金)

第2条 旭硝子(株)関係者で退任時、同社に在籍していない非常勤役員、あるいは評議員の退任に際しては、退任慰労金を支払うものとする。

(常勤理事の退任慰労金)

第3条 常勤理事の退任慰労金については、在任年数に拘わらず、常勤理事俸給表の金額を上限として、都度理事長が決定する。

2 常勤の理事長の退任慰労金は、評議員会の決議による。

附則: この内規は、2010年 4月16日から実施する。

附則: この内規は、2017年 6月30日から実施する。